別紙１

ふるさと納税制度における近江牛の地域資源等認定運用ルール

近江牛の精肉を県全体の地域資源として認定する際の県の運用ルールは下記のとおりとなっており、近江牛の精肉を返礼品とする際は本認定を受けるため、遵守する必要があります。

なお、不明な点等ございましたら、市企画政策課へお問い合わせください。

記

◆運用ルール		市対応	事業者対応
ア	地理的表示保護制度（ＧＩ制度）における登録産品である近江牛の精肉を提供すること		○
イ	枝肉格付けがＡ４、Ｂ４等級以上の近江牛の精肉を提供することとし、当該返礼品には、それを示す表示を行うこと		○
ウ	近江牛の取扱実績等を踏まえ、調達先として相応しい当該市町内の事業者から調達すること	○	
エ	寄附金の募集を行うサイト上にて、返礼品を調達する事業者の名称を公表すること	○	
オ	返礼品送付時に地理的表示（近江牛）および地理的標章（ＧＩマーク）が付された書類の同封に努めること	○	○
カ	返礼品送付時に近江牛の紹介チラシを同封すること	○	○
キ	寄附金の募集を行うサイト上に近江牛を紹介した県ホームページのURLを掲載し、返礼品送付時の送付文等には同ページのURLもしくは同ページにリンクされたQRコードを掲載すること（サイト上にURLの掲載ができない場合は、送付文等への記載のみで可とする）	○	○
ク	毎年開催される近江牛についての研修会に職員を参加させること	○	

※オ、カ、キに必要な書類の作成については、本市にて対応いたします。

※今回の運用ルールの遵守にあたって、誓約書（別紙２）の提出が必要となります。